

7次申請第1回補正申請書へのコメントに対する第2回補正申請書での反映箇所

(注：コメントのあった部分を確認した結果、追加修正になった部分も含めている。)

No.	コメント内容	コメント回答	修正要否 ○:修正 -:回答のみ	申請書修正部分		ページ数
				修正部分	ページ数	
3186	地震0422-1 ○No.3082、3123(更問) 棚搬入コンベア転倒防止部について、本体側張り出し部(ガイドキー)の評価結果が耐震計算結果(P3193)と一致しない(反映されていないと思われる)。確認の上、訂正すること。また、図面上で、転倒防止部(レール側)が評価対象から削除されているが、検定比の比較からガイドキーを代表して記載している場合は評価対象に含めること。	本体張り出し部は「ガイドキー」、またガイドキーを受けているレール側を「転倒防止部」と称して、p.3191の添説設3-1-2表にこれらの評価結果を追記します。 また、図へ設-23(1/2)(p.1957)では、転倒防止部を右下の図に矢印で示しており、初回申請時に矢印で上の図にも転倒防止部と示していましたが、重複しているため、上の図の記載は削除しています。	○	仕様表	表へ設-23	P961
				材料一覧	別表へ設-23	P988
				機器図	図へ設-23(1/2)	P1952
				耐震計算書	添付説明書-設3-1	P3209
				(旧P3193削除)		
3187	地震0422-2 ○No.3083(更問) 添説設3-2表の「設備機器の設計用標準震度」(一般設備・機器)は、設計用として一部保守的に数値が丸められており、防振支持(応答倍率1.5→2.0)の計算結果と対応していない。当該申請にて適用する設計震度について妥当性を確認の上、記載を見直すこと。	防振支持ではない設備・機器の評価に使用した水平地震力について、その根拠を添説設3に記載し、防振支持を考慮した水平地震力とその対象の設備・機器を添説設3-1に記載します。	○	耐震計算書	添付説明書-設3	P3199
				耐震計算書	添付説明書-設3-1	P3209
				耐震計算書	添付説明書-設3-1	P3210
3188	地震0422-3 ○No.3088(更問) 図ト設-固23廃棄物貯蔵設備(1)ワイヤ固定ボルトは、保管エリア外周部に設置されており、全量保管時の固定対応となるが、どのような手順で保管していくのか、保管の各段階で固定措置は確保されるのか、説明のこと。	今回の申請では350本の貯蔵の際の状態を示しておりました。 ワイヤ固定ボルトは取り外し可能となっており、保管エリア中心部にもボルト孔を設けることから、その状態がわかるように図ト設-固23に追記いたします。ドラム缶の保管数が増加するたび、すべてのドラム缶の行と列にワイヤがかかるようにワイヤを付け替えていきます。この際、所定の位置にワイヤ固定ボルトが設置できるようにボルト孔を床に設けております。	○	機器図	図ト設-固23(1/3)	P2068
				機器図	図ト設-固23(3/3)	P2070
3189	地震0422-4 ○非常用ディーゼル発電機切替配電盤(追表り設-1(5次)仕様表、図り設-6) 下記内容を含め切替配電盤に関する仕様表、図面上の記載が不十分であり、位置、構造等が十分確認できるよう記載内容を見直すこと。 ・P1707その他構成機器にある切替器、配線用遮断器等が負荷系統図(図り系-4)では今回の申請範囲に含まれていない。 ・P1708 8.2-設5 切替配電盤は、電気回路を鋼製躯体で覆うとあるが、図り設-6(P2231)では鋼製躯体の外部に矢視がある。切替配電盤、鋼製躯体、フレームの位置関係が不明。 ・P1708 8.1-設6 切替配電盤はF1竜巻に耐えるようボルトで固定するとあるが、図り設-6(P2231)のどのボルトを意味するのか。 ・P2231図り設-6 上部平面図(フレーム)の立面図上の断面位置が不明。 ・P2231図り設-6 切替配電盤の鋼製躯体はどのように固定するのか、フレームとはどの部位で接続しているのか不明。	・図り系-4に切替器、配線用遮断器についても申請範囲であることを示すように赤線で示します。 ・図り設-6中の切替配電盤は、鋼製筐体とフレームを含めた構造となっております。切替配電盤とフレームの位置関係および接続部がわかる断面図を追記するとともに、当該のボルトについては分かりやすい位置に矢印をいれます。 ・切替配電盤のF1竜巻に耐えるよう施工するボルトは図り設-6のA-Aに示すアンカーボルトが相当します。	○	系統図	図り系-4	P2217
				機器図	図り設-6(1/2)	P2228
				機器図	図り設-6(2/2)	P2229
3190	地震0422-5 ○天井走行クレーン(原料貯蔵所5t)図へ設-3(P1920) 脱落防止板の機能及び強度について説明のこと。また、走行レールは評価されていないが強度上問題ないか。	脱落防止板は、走行レールからの天井クレーンの落下を防止するために、走行レール内側のサドル部に片側2カ所の計4カ所、溶接で固定しています。脱落防止板は、地震時について、走行レール上のクレーンと吊荷を含めた荷重が、脱落防止板の最も弱いと考えられる溶接固定部にすべて作用するものとして評価し、その結果検定比が0.2であることを確認しています。 また、走行レールは、評価の結果検定比が0.52であり強度上問題ないことを確認しています。	-	-	-	
3191	外部衝撃 0422-1 p947. 燃料棒貯蔵設備 燃料棒構内運搬車。[99-設3]F3竜巻による建物の屋根の考慮を考慮し…とあるが、加工棟成型工場の屋根は、F3竜巻で損傷しないのではないか。	燃料棒構内運搬車を設置する加工棟成型工場前室(1)の屋根はF3竜巻で損傷しませんが、シャッター及び鉄扉がF3竜巻で損傷するため、ワイヤ・ボルトで固定する設計としています。	○	添付説明書	添付説明書-設4	P3291
3192	外部衝撃 0422-2 p3274. F3竜巻で屋根が損傷する建物には放射線管理棟も含まれているが、記載されていない。	拝承しました。放射線管理棟廃棄物一時貯蔵所を補正申請にて添付説明書-設4に追記します。また、他に同様の例がないか確認の上、No.3191の加工棟成型工場前室(1)を含めて追記します。	○	添付説明書	添付説明書-設4	P3291
3193	外部衝撃 0422-3 p3278. 竜巻対策として、レール、ストッパー、落下防止バーについての説明が記載されていない。(6次設工認の「設備に対する防護に関する説明書」には記載されていた。)	[803][815][820]クレーンの走行部が竜巻荷重より、レールの端部まで移動した際、レール端部のストッパーで水平方向の移動が制限される設計としています。このことを、6次設工認の記載と同様に仕様表、資料23設、添付説明書-設4を修正します。(なお、本申請では落下防止バーを設置している設備はありません。)	○	仕様表	表ト設-固10	P1373
				仕様表	表ト設-固20	P1394
				仕様表	表ト設-固25	P1404
				添付書類II 加工施設の技術基準への適合に関する説明書	資料23設	P2918
				添付説明書	添付説明書-設4	P3296

7次申請第1回補正申請書へのコメントに対する第2回補正申請書での反映箇所

(注：コメントのあった部分を確認した結果、追加修正になった部分も含めている。)

	コメント内容	コメント回答	修正要否 ○:修正 -:回答のみ	申請書修正部分		ページ数
3194	<p>臨界 0422-1 ●P3095 臨界計算番号1 3. 計算結果：NPC型の容器モデルの空間水密度0.3g/cm3付近で2度目のピークが現れている理由と、どのように評価したのかを記載し、説明してください。</p>	<p>臨界計算番号1の原料貯蔵所はUO2粉末が入った粉末輸送容器と高さ□mに設定した直径□mのUF6シリンダの2つで構成されています。 まず、水密度が1.0g/ccの場合は、UF6シリンダと粉末輸送容器は水で遮蔽されていることから、UO2粉末が入った粉末輸送容器が主に臨界の分担を担います。 粉末輸送容器のUO2粉末の装荷量はNPCは540kgUO2であり、TNFは300kgUO2ですが、水により孤立化していることから中性子実効増倍率は同程度となっています。</p> <p>水密度が少なくなるにつれ、粉末輸送容器間で中性子の相互作用が生じ、中性子実効増倍率は増加しますが、NPC及びTNFでは内容物の形状と個数と重量が異なる、すなわち容器の表面積と装荷量が異なりますので、中性子実効増倍率の上昇に差を生じています。しかしながら、両容器ともに水密度0.025g/cc程度でピークを生じています。ここまでは、粉末輸送容器が実効増倍率への寄与が大きい部分となります。 さらに水密度が減少していくと、UF6シリンダでの中性子相互作用が強くなってきます。水密度0.1g/cc以下では、主としてUF6シリンダが中性子実効増倍率への寄与を分担することになり、0.05g/ccではUF6シリンダのピークが生じます。 ここでのピークはUF6シリンダの寄与によるものとなりますので、2つの評価モデルは一致した曲線を描きます。</p>	○	添付説明書	臨界計算番号1	P3114
3195	<p>臨界 0422-2 ●P3110 臨界計算番号5：第三核燃料倉庫(1)領域内の複数ユニットの評価をJACSコードシステムにより実施したと説明している。一方、加工事業許可申請書(添五-16)では第三核燃料倉庫(1)領域内の複数ユニットを臨界計算コード(KENO-IV)により評価すると説明している。本申請で使用した計算コードと許可に記載した計算コードとの関係、相違点等について説明してください。</p>	<p>JACSシステムは、JAEAが開発した臨界計算コードシステムで下記のコード群を取り扱うシステムです。 断面積ライブラリ MGCL137 群ライブラリ 定数作成コード MAIL 一次元輸送コード ANISN 3次元モンテカルロコード KENO-IV MULTI-KENO(JAEAがKENO-IVを拡張修正)</p> <p>MULTI-KENOコードはJAEAが開発したJACSシステムの構成コードであり、KENO-IVコードが取扱う体系を拡張したもので、KENO-IVと同じ評価をすることがJAEAにより示されています。(*1) また、「臨界安全ハンドブック第2版」JAERI-1340(1999年3月)p114 表4.12 コードシステムの分類例で、JACSシステムにMULTI-KENOがKENO-IVとともに記載されています。</p> <p>臨界計算番号5のMULTI-KENOには下記の注釈をつけKENO-IVと同等であることを記載します。 *1: 内藤他「MULTI-KENO:臨界安全解析用モンテカルロコード」JAERI-M 83-049 (1983年2月)</p>	○	添付説明書	臨界計算番号1	P3113
				添付説明書	臨界計算番号5	P3128
3196	<p>臨界 0422-3 ●P3110 臨界計算番号5： ・TNF-XI型容器についても臨界計算結果を示すこと。臨界計算を行なわない場合、その理由を記載し、説明してください。 ・3. 計算結果 で、NPC型の容器モデルの空間水密度0.3g/cm3付近の計算結果が示されていない理由を説明してください。</p>	<p>・臨界計算番号5では、NPC型輸送容器にペレットを入れた場合の評価をしています。今回の申請では、TNF-XI型輸送容器は粉末での取り扱いとなり既認可分となりますので対象としていません。</p> <p>・第3核燃料倉庫は 加工事業許可申請書(添五-100) 5. 溢水影響評価結果のまとめ (1)溢水に対する臨界安全設計で、核燃料物質の貯蔵室である第2核燃料倉庫、第3核燃料倉庫の貯蔵室(1)及び貯蔵室(2)は、以下の設計とすることで溢水による水の浸入を想定しておりません。 ・部屋内に水配管等を設置しない設計 ・室外から水の浸入を防止する堰を設置する設計</p> <p>したがって、最も厳しい100℃での飽和水蒸気(約6.0E-4g/cm3)での評価を行っており、原料貯蔵所で用いている0.3g/cm3の条件とはなりません。</p>	○	添付説明書	臨界計算番号5	P3128
3197	<p>溢水 0422-1 ○[12.1-建6]P2840 技術基準の説明で「～火災防護対象設備(電気設備)については没水許容高さよりも高い位置に設置する。～」と説明しているが、今回申請対象である第3核燃料倉庫には対象機器が存在するのかが説明すること。</p>	<p>使用電圧が高い幹線用ケーブルに接続する制御盤の設備高さについては、設備高さを没水許容高さより高くする設計としているが、第3核燃料倉庫に該当する制御盤はなく、火災防護対象設備(電気設備)はありません。また、上記以外の溢水防護区画に設置されている設備・機器の制御盤にはすべて配線用遮断器を設置しております。</p>	-	-	-	-

7次申請第1回補正申請書へのコメントに対する第2回補正申請書での反映箇所

(注：コメントのあった部分を確認した結果、追加修正になった部分も含めている。)

コメント内容	コメント回答	修正要否 ○:修正 -:回答のみ	申請書修正部分		ページ数
3198 溢水 0422-2 P2246 図り制-3(12/14)：第1廃棄物処理所で漏水検知時に水道水遮断弁(自動)が作動するインターロックとなっているが、第6次設工認申請書P5294の添説建8-4図を確認すると第1廃棄物処理所では工業用水を用いることが示されており、不整合が生じている。溢水発生時に溢水源からの供給を停止するインターロックとなるよう設計すること。	第1廃棄物処理所で漏水検知時に作動するインターロックは、水道水遮断弁(自動)ならびに工業用水遮断弁(自動)であるため、記載を見直します。	○	インターロック系統図	図り制-3(12/14)	P2244
3199 溢水 0422-3 P2247 図り制-3(13/14)：第2廃棄物処理所で漏水検知時に工業用水遮断弁(自動)が作動するインターロックとなっているが、第6次設工認申請書P5294の添説建8-4図を確認すると第2廃棄物処理所では水道水を用いることが示されており、不整合が生じている。溢水発生時に溢水源からの供給を停止するインターロックとなるよう設計すること。	第2廃棄物処理所で漏水検知時に作動するインターロックは、工業用水遮断弁(自動)、水道水遮断弁(自動)ならびに冷却水ポンプであるため、記載を見直します。	○	インターロック系統図	図り制-3(13/14)	P2245
3200 溢水 0422-4 P2243,P2244 図り制-3(9/14)(10/14)：加工棟成型工場で漏水検知時に水道水遮断弁(自動)と工業用水遮断弁(自動)が作動するインターロックとなっているが、冷却水ポンプについては記載されていない。第2次設工認申請書添I-256の添説表6-2では、空調用水も溢水源となっており不整合が生じている。溢水発生時に溢水源からの供給を停止するインターロックとなるよう設計すること。	加工棟成型工場で漏水検知時に作動するインターロックは、水道水遮断弁(自動)、工業用水遮断弁(自動)、空調用水ポンプならびに冷却水循環ポンプであるため、記載を見直します。	○	インターロック系統図	図り制-3(9/14)	P2241
3201 溢水 0422-5 【水平展開】P3457 溢水高さ妥当性確認結果について(資料9)では、溢水高さか最終確認していないが、上記の通りインターロックの設計と先行申請した溢水源の説明で不整合が確認されている。先行申請したものを含め、全てのインターロックについて、検出端～作動端となる防護対象設備及び防護対策設備が意図したとおりに作動する設計となっているか再確認し、確認範囲、確認方法、確認資料、確認結果を説明すること。	水平展開の確認として、インターロック整理表によって、インターロックに期待する機能(「インターロック監視対象の運転動作」、「インターロックで守るべき事象」)を再確認するとともに、配管系統図、インターロック系統図により、検出端と作動端の関係が正しいかを再確認いたします。 この確認結果については、添付のとおりです。	○	添付説明書	添付説明書一設6付録1	P3388
			添付説明書	添付説明書一設6付録1	P3389
			添付説明書	添付説明書一設6付録1	P3390
			参考資料		P3426
			参考資料		P3429
			参考資料	資料11	P3538
			参考資料	資料11	P3539
			参考資料	資料11	P3540
			参考資料	資料11	P3541
			参考資料	資料11	P3542
			参考資料	資料11	P3543
			参考資料	資料11	P3544
			参考資料	資料11	P3545
			参考資料	資料11	P3546
			参考資料	資料11	P3547
			参考資料	資料11	P3548
			参考資料	資料11	P3549
参考資料	資料11	P3550			
参考資料	資料11	P3551			
参考資料	資料11	P3552			
参考資料	資料11	P3553			
参考資料	資料11	P3554			
参考資料	資料11	P3555			
参考資料	資料11	P3556			

7次申請第1回補正申請書へのコメントに対する第2回補正申請書での反映箇所

(注：コメントのあった部分を確認した結果、追加修正になった部分も含めている。)

コメント内容	コメント回答	修正要否 ○:修正 -:回答のみ	申請書修正部分		ページ数			
<p>3202</p> <p>その他 0422-1</p> <p>●P934粉末容器構内運搬車(543), P944ペレット構内運搬容器(578)等： ・構内運搬台車(容器)の移動範囲について、認可を受けようとする移動範囲として、図へ配-5(P1914)では屋外(各建物の入口まで)しか記載されていない。添付書類P2909,P2910で説明している建物内でも使用する場合、建物内の移動範囲を明確にすること。 ・各建物内の非密封の核燃料物質については、第1種管理区域内で取り扱うことができるよう、認可を受けること。 ・各建物内の運搬台車(容器)の移動範囲については、臨界計算コードにより安全であることを評価し、評価結果を基本方針書に記載し説明すること。 ・運搬台車(容器)の仕様表に記載する設計仕様として、建物内の移動範囲の環境条件や設計基準事故を想定し、求められる全ての安全機能を満足し、その適合性を添付書類に記載し説明すること。設計仕様として該当しないばあいには、その旨を記載し説明すること。</p>	<p>・図へ配-5の構内運搬台車の搬送経路に建物内(前室)および第1種管理区域での受け渡し区域を含めてハッチングを加え、説明を記載します。 ・非密封の核燃料物質を扱う構内運搬車及び容器は、ペレット構内運搬容器、保管容器であり、これについては第1種管理区域で取り扱う必要があるため、上記回答の通り図へ配-5に説明を追記します。 ・構内運搬車、容器の移動範囲の臨界評価結果を基本方針書(添付説明書-設1)に記載しておりますが、第1種管理区域での受け渡し区域についても適切に記載します。 ・構内運搬台車(容器)は屋外だけでなく図へ配-5で示した移動範囲も考慮したことがわかるように、適合性説明(臨界、設計基準事故等)すでに仕様表では設計番号記載)記載しておりますが、上述のとおり、第1種管理区域での受け渡し区域についても適切に追記します。</p>	○	仕様表	表へ設-10	P934			
			仕様表	表へ設-10	P935			
			仕様表	表へ設-12	P939			
			仕様表	表へ設-15	P944			
			仕様表	表へ設-15	P945			
			仕様表	表へ設-16	P946			
			仕様表	表へ設-16	P947			
			配置図	図へ配-5	P1909			
			添付書類Ⅱ 加工施設の技術基準への適合に関する説明書	資料11設	P2861			
			添付書類Ⅱ 加工施設の技術基準への適合に関する説明書	資料23設	P2927			
			添付書類Ⅱ 加工施設の技術基準への適合に関する説明書	資料23設	P2928			
			添付説明書	添付説明書-設1	P3093			
			添付説明書	添付説明書-設1	P3095			
			添付説明書	添付説明書-設1	P3096			
			添付説明書	添付説明書-設1	P3097			
			添付説明書	添付説明書-設6	P3336			
			添付説明書	添付説明書-設7-1	P3397			
			添付説明書	添付説明書-設7-1	P3398			
			<p>3203</p> <p>その他 0422-2</p> <p>P1651-1657：申請書対象の非常用設備について、同一の安全機能番号に係る設備機器が分割した仕様表で申請されている。安全機能番号が同一の非常用設備に係る機能・性能(非常用電源設備、通信連絡設備等)に係る安全機能)については、可能な限り、先行申請した位置、構造・強度に係る仕様表にまとめて記載し申請すること。P83-86：申請する設備機器についても、仕様表と同様に修正すること。</p>	<p>拝承いたします。非常用通報設備、自動火災報知設備、放射能測定装置(α、β線用)、気象観測装置に関しては、放射線管理棟に付属する機器としての扱いとし、放射線管理棟の仕様表に記載する方針といたします。第1回補正で示した上述に関する仕様をまとめた表については適合説明書の記載に移動させることとします。</p>	○	別紙	別紙	P82
						別紙	別紙	P83
別紙	別紙	P86						
仕様表	追表イ建-1	P128						
仕様表	追表イ建-1	P129						
仕様表	追表イ建-2	P145						
仕様表	追表ハ建-1	P463						
仕様表	追表ハ建-1	P466						
仕様表	追表ハ建-1	P467						
仕様表	追表ハ建-2	P470						
仕様表	追表ハ建-2	P481						
仕様表	追表ハ建-2	P482						
仕様表	追表ハ建-2	P485						
仕様表	追表ホ建-1	P768						
仕様表	追表ホ建-1	P770						
仕様表	表へ建-1-1	P844						
仕様表	表へ建-1-1	P849						
仕様表	表へ建-1-1	P851						
仕様表	表へ建-1-2	P861						
仕様表	表へ建-1-2	P862						
仕様表	追表へ建-4-1	P888						
仕様表	追表へ建-4-1	P890						
仕様表	追表へ建-4-2	P893						
仕様表	追表へ建-4-2	P899						
仕様表	追表へ建-4-2	P900						
仕様表	追表へ建-4-2	P902						
仕様表	追表へ建-4-3	P909						
仕様表	追表へ建-4-3	P912						
仕様表	追表へ建-4-3	P913						
仕様表	追表へ建-4-3	P914						
仕様表	追表ト建-3-1	P1191						
仕様表	追表ト建-3-1	P1192						
仕様表	追表ト建-3-1	P1193						
仕様表	追表ト建-3-2	P1194						
仕様表	追表ト建-3-2	P1196						
仕様表	追表ト建-3-2	P1205						
仕様表	追表ト建-3-2	P1206						
仕様表	追表ト建-3-2	P1207						
仕様表	追表ト建-3-2	P1209						
仕様表	追表ト建-3-3	P1217						
仕様表	追表ト建-3-3	P1219						
仕様表	追表ト建-3-4	P1233						
仕様表	追表ト建-3-4	P1235						
仕様表	追表ト建-3-5	P1250						
仕様表	追表ト建-3-5	P1253						

7次申請第1回補正申請書へのコメントに対する第2回補正申請書での反映箇所

(注：コメントのあった部分を確認した結果、追加修正になった部分も含めている。)

	コメント内容	コメント回答	修正要否 ○:修正 -:回答のみ	申請書修正部分	ページ数	
3203	<p>その他 0422-2 P1651-1657：申請書対象の非常用設備について、同一の安全機能番号に係る設備機器が分割した仕様表で申請されている。安全機能番号が同一の非常用設備に係る機能・性能(非常用電源設備、通信連絡設備等に係る安全機能)については、可能な限り、先行申請した位置、構造・強度に係る仕様表にまとめて記載し申請すること。P83-86：申請する設備機器についても、仕様表と同様に修正すること。</p>	<p>拝承いたします。非常用通報設備、自動火災報知設備、放射能測定装置(α、β線用)、気象観測装置に関しては、放射線管理棟に付属する機器としての扱いとし、放射線管理棟の仕様表に記載する方針といたします。第1回補正で示した上述に関する仕様をまとめた表については適合説明書の記載に移動させることとします。</p>	○	仕様表	追表ト建-3-6	P1262
				仕様表	追表ト建-3-6	P1264
				仕様表	追表ト建-3-7	P1274
				仕様表	追表ト建-3-7	P1278
				仕様表	追表ト建-3-7	P1279
				仕様表	追表ト建-3-7	P1282
				仕様表	追表ト建-3-8	P1293
				仕様表	追表ト建-3-8	P1294
				変更の概要	表チ-1	P1542
				変更の概要	表チ-付1	P1543
				変更の概要		P1581
				変更の概要		P1584
				工事の方法		P1612
				仕様表	追表リ建-3-1	P1659
				仕様表	追表リ建-3-1	P1661
				系統図	図リ非-7	P1862
				系統図	図リ非-7	P1863
				系統図	図リ非-7	P1864
				系統図	図リ非-8	P1865
				工程表	表1	P2318
				工程表	表1	P2319
				工程表	表1	P2321
				工程表	表1	P2324
				添付書類 I-1 事業許可との対応	表1-1	P2373
				添付書類 I-1 事業許可との対応	表1-1	P2374
				添付書類 I-1 事業許可との対応	表1-1	P2376
				添付書類 I-1 事業許可との対応	表1-1	P2377
				添付書類 I-1 事業許可との対応	表1-1	P2378
				添付書類 I-1 事業許可との対応	表1-1	P2379
				添付書類 I-1 事業許可との対応	表1-1	P2380
				添付書類 I-1 事業許可との対応	表1-1	P2381
				添付書類 I-1 事業許可との対応	表1-1	P2382
				添付書類 I-1 事業許可との対応	表1-1	P2383
				添付書類 I-1 事業許可との対応	表1-1	P2384
				添付書類 I-1 事業許可との対応	表1-1	P2386
				添付書類 I-1 事業許可との対応	表1-1	P2387
				添付書類 I-1 事業許可との対応	表1-1	P2388
				添付書類 I-1 事業許可との対応	表1-1	P2389
				添付書類 I-1 事業許可との対応	表1-1	P2391
				添付書類 I-1 事業許可との対応	表1-2-6	P2401
				添付書類 I-1 事業許可との対応	表3-1	P2506
				添付書類 I-1 事業許可との対応	表4-1-1	P2573
				添付書類 I-1 事業許可との対応	表4-1-1	P2574
				添付書類 I-1 事業許可との対応	表4-1-2	P2577
				添付書類 I-1 事業許可との対応	表4-1-2	P2579
				添付書類 I-1 事業許可との対応	表4-1-3	P2585
				添付書類 I-1 事業許可との対応	表4-1-4	P2589
				添付書類 I-1 事業許可との対応	表4-1-4	P2592
				添付書類 I-1 事業許可との対応	表4-1-5	P2596
				添付書類 I-1 事業許可との対応	表4-1-6	P2600
				添付書類 I-1 事業許可との対応	表4-1-7	P2602
				添付書類 I-1 事業許可との対応	表4-1-7	P2604
				添付書類 I-1 事業許可との対応	表4-1-8	P2606
				添付書類 I-1 事業許可との対応	表4-1-8	P2607
				添付書類 I-1 事業許可との対応	表4-1-8	P2608
添付書類 I-1 事業許可との対応	表4-1-8	P2609				
添付書類 I-1 事業許可との対応	表4-1-9	P2612				
添付書類 I-1 事業許可との対応	表4-1-10	P2617				
添付書類 I-1 事業許可との対応	表4-1-11	P2620				
添付書類 I-1 事業許可との対応	表4-1-12	P2624				
添付書類 I-1 事業許可との対応	表4-1-13	P2627				
添付書類 I-1 事業許可との対応	表4-1-14	P2629				
添付書類 I-1 事業許可との対応	表4-1-15	P2630				

7次申請第1回補正申請書へのコメントに対する第2回補正申請書での反映箇所

(注：コメントのあった部分を確認した結果、追加修正になった部分も含めている。)

コメント内容	コメント回答	修正要否 ○:修正 -:回答のみ	申請書修正部分		ページ数
3203 その他 0422-2 P1651-1657 : 申請書対象の非常用設備について、同一の安全機能番号に係る設備機器が分割した仕様表で申請されている。安全機能番号が同一の非常用設備に係る機能・性能(非常用電源設備、通信連絡設備等に係る安全機能)については、可能な限り、先行申請した位置、構造・強度に係る仕様表にまとめて記載し申請すること。P83-86 : 申請する設備機器についても、仕様表と同様に修正すること。	拝承いたします。非常用通報設備、自動火災報知設備、放射能測定装置(α、β線用)、気象観測装置に関しては、放射線管理棟に付属する機器としての扱いとし、放射線管理棟の仕様表に記載する方針といたします。第1回補正で示した上述に関する仕様をまとめた表については適合説明書の記載に移動させることとします。	○	添付書類Ⅰ-1 事業許可との対応	表4-1-15	P2632
			添付書類Ⅰ-1 事業許可との対応	表4-1-16	P2634
			添付書類Ⅰ-1 事業許可との対応	表4-1-16	P2635
			添付書類Ⅰ-1 事業許可との対応	表4-1-16	P2636
			添付書類Ⅰ-1 事業許可との対応	表4-1-17	P2638
			添付書類Ⅰ-1 事業許可との対応	表5-2	P2692
			添付書類Ⅱ 加工施設の技術基準への適合に関する説明書	表1-1	P2739
			添付書類Ⅱ 加工施設の技術基準への適合に関する説明書	表1-1-1	P2740
			添付書類Ⅱ 加工施設の技術基準への適合に関する説明書	表1-1-2	P2741
			添付書類Ⅱ 加工施設の技術基準への適合に関する説明書	表1-1-3	P2742
			添付書類Ⅱ 加工施設の技術基準への適合に関する説明書	表1-1-3	P2743
			添付書類Ⅱ 加工施設の技術基準への適合に関する説明書	表1-1-3	P2744
			添付書類Ⅱ 加工施設の技術基準への適合に関する説明書	表1-1-3	P2745
			添付書類Ⅱ 加工施設の技術基準への適合に関する説明書	表1-1-4	P2746
			添付書類Ⅱ 加工施設の技術基準への適合に関する説明書	表1-1-5	P2747
			添付書類Ⅱ 加工施設の技術基準への適合に関する説明書	表1-1-5	P2748
			添付書類Ⅱ 加工施設の技術基準への適合に関する説明書	表1-1-5	P2749
			添付書類Ⅱ 加工施設の技術基準への適合に関する説明書	表1-2-6	P2756
			添付書類Ⅱ 加工施設の技術基準への適合に関する説明書	資料8建	P2843
			添付書類Ⅱ 加工施設の技術基準への適合に関する説明書	資料8建	P2845
添付書類Ⅱ 加工施設の技術基準への適合に関する説明書	資料16設	P2879			
添付書類Ⅱ 加工施設の技術基準への適合に関する説明書	資料16設	P2880			
添付書類Ⅱ 加工施設の技術基準への適合に関する説明書	資料16設	P2881			
添付書類Ⅱ 加工施設の技術基準への適合に関する説明書	資料22	P2910			
添付書類Ⅱ 加工施設の技術基準への適合に関する説明書	資料22	P2911			
添付書類Ⅱ 加工施設の技術基準への適合に関する説明書	資料22	P2912			
添付説明書	添付説明書一設1 付録1	P3143			
3204 その他 0422-3 p2063図ト設-固17。「ろ過機」ではなく「ろ過器」。	拝承して、修正いたします。	○	機器図	図ト設一固17	P2058
3205 その他 0422-4 p3414、3415。引用している7次申請書の頁数が補正前のものになっている。	拝承して、修正いたします。	○	参考資料	資料2	P3432
			参考資料	資料2	P3433
3206 その他 0422-5 【HP掲載資料提出時に正確に記載するよう連絡します。】面談資料MSR-21-032 #3042 図り非-5-2など、関連のない図表の番号が記載されている箇所が、複数ある。申請書修正部分の図表等の名称、番号、ページ数は、第1回補正申請と整合した記載とし、再提出してください。(#3026, #3030 #3034他 多数)	拝承。 面談資料MSR-21-032を確認して、再提出致します。	-	-	-	-
3207 臨界 0422-4 P841 表へ建-1-1 第3核燃料倉庫 仕様表 臨界防止 : [4.2-建1] 認可を受けようとする臨界隔離壁の仕様(位置、構造、強度)については、添付書類を引用することなく、本文中に記載すること。図面を引用する必要がある場合は、本文中に図面を引用すること。(他の建物の記載も参考にすること。)	拝承致します。 臨界隔離壁の仕様を引用するための図を本文に追加致します。	○	仕様表	追表イ建-2	P132
			仕様表	表へ建-1-1	P840
			仕様表	表へ建-4-1	P877
			仕様表	表へ建-4-3	P905
			ユニット寸法図目次	目次	P2272
			平面図	図臨建-1	P2281
			平面図	図臨建-2	P2282
			平面図	図臨建-3	P2283
			平面図	図臨建-4	P2284
			平面図	図臨建-5	P2285
平面図	図臨建-6	P2286			
平面図	図臨建-7	P2287			
平面図	図臨建-8	P2288			

7次申請第1回補正申請書へのコメントに対する第2回補正申請書での反映箇所

(注：コメントのあった部分を確認した結果、追加修正になった部分も含めている。)

	コメント内容	コメント回答	修正要否 ○:修正 -:回答のみ	申請書修正部分		ページ数
3208	臨界 0422-5 P944 表へ設-15 ペレット構内運搬容器 仕様表 臨界防止：[4.2-設2] 構内運搬容器の建物内部での移動制限について、移動範囲図面で明確にすること。建物内部の移動を前室のみで制限する場合、図へ配-5 (P1914)などに、工夫して記載すること。	#3202にて回答いたします。	-	-	-	-
3209	臨界 0422-6 各建物内部での移動にも使用する場合には、臨界防止に係る複数ユニットの設計が技術基準に適合していることも説明すること。(他の運搬台車についても同じ)	#3202にて回答いたします。	-	添付説明書	添付説明書-設1	P3097
3210	臨界 0422-7 P1870 図リ非-6 凡例で各記号の意味を本文中の表とリンク先が正しいか確認すること。	NO.3203の仕様表の記載方法の見直し後と図リ非-6との整合を取ります。	-	-	-	-
3211	臨界 0422-8 P1935 図へ設-9(5/6) スクラップ貯蔵棚(粉末用) リフト詳細図： ・【確認】リフトに搭載しているパレットは、スクラップ貯蔵棚で使用するパレットと同じものか	スクラップ貯蔵棚(粉末用)で使用するパレットと同じものです。	-	-	-	-
3212	臨界 0422-9 ・【確認】リフトから貯蔵棚への移動はどのように行うのか(パレット単位か容器1毎か)	リフトからスクラップ貯蔵棚(粉末用)への移動はパレット単位で行います。	-	-	-	-
3213	臨界 0422-10 ・リフト搭載時の容器の落下防止の設計について、仕様表及び図面でわかるように記載すること。(h-h矢視 容器の周りの2点鎖線は、ベルト固定を表しているように見えるが記載がない。)	2点鎖線は容器そのものを示しており、ベルト固定はしておりません。パレット単位で搬送する構造で、パレット上の容器落下防止は、スクラップ貯蔵棚(粉末用)と同様にストップパー間隔及び板厚となります。	-	-	-	-
3214	臨界 0422-11 ・リフトの昇降時の荷重を受け持つ主要な構成部位を図中に示すこと。	リフトの昇降時の荷重を受け持つ主要な構成部位は、荷台を支える鉛直方向の柱(ガイドフレーム)とはり(水平方向のフレーム)及びチェーンです。これらを図中で明確にします。	○	機器図	図へ設-9(5/6)	P1930
3215	臨界 0422-12 ・搬送能力の観点から、停電時保持機能が受け持つ全荷重(ウラン容器、パレット等の構成部品、キャブ、人間などの内訳については、P3376 添説設7-1表中に記載すること。)を示し、定格荷重(250kg)に対して搬送能力があることを説明すること。	リフトはクレーン等安全規則に基づき、吊り上げ荷重1.25tの床上型スタッカー式クレーンとして設置の届出及び落成検査に合格しております。吊り上げ荷重は、荷台(キャブ及びフォーク)荷重と積載物の定格荷重(ウラン容器及びパレット)を合計したもので、法定点検として1年以内ごとに1回、荷重試験(定格荷重(250kg)に相当する荷を用いた検査)を行い、搬送能力が維持されていることを確認しています。 上記の積載物の定格荷重の定義を踏まえ、吊り上げ荷重1.25t及び積載物以外の荷重は最大1000kgであることを明記します。さらに、添説設7-1表に記載の搬送物にパレットを追加するとともに、搬送物荷重を200kgに修正致します。	○	添付説明書	添付説明書-設7	P3394
				添付説明書	添付説明書-設7	P3395
3216	臨界 0422-13 P2620 表4-1-16 原料貯蔵所 仕様表(刈取表) 7次申請の欄 下から2つ目：原料貯蔵所領域とシリンダ洗浄棟領域との必要離隔距離の記載に誤記あり。	誤記修正いたします。	○	添付書類 I-1 事業許可との対応	表4-1-16	P2633
3217	臨界 0422-14 P2889 表3 屋外消火栓設備の消火栓ポンプは、設工認対象として、第7次で申請しているので記載すること。	拝承いたします。申請次数(7)と安全機能番号(896)を記載致します。	○	添付書類 II 加工施設の技術基準への適合に関する説明書	資料21設	P2902
3218	臨界 0422-15 P2923 臨界領域の相互干渉について、第2次申請書、第4次申請書、第6次申請書で説明しているページを連絡してください。建物の臨界領域の相互干渉について、認可対象として説明しているか確認して下さい。	拝承します。別途提示したマトリクス表にどの申請書のどのページに記載しているかを追記します。	-	-	-	-

7次申請第1回補正申請書へのコメントに対する第2回補正申請書での反映箇所

(注：コメントのあった部分を確認した結果、追加修正になった部分も含まれている。)

	コメント内容	コメント回答	修正要否 ○:修正 -:回答のみ	申請書修正部分		ページ数
3219	<p>検査 ○No.3121(更問) P1770 検査の方法として、警報の吹鳴だけが対象となっているが、技術基準の18条に従い、「確実に検知」に関する部分も検査対象とすること。</p>	<p>技術基準第18条(警報設備等)の「確実に検知」に関する対象としては、技術基準第19条(放射線管理施設)で計測する機器の測定範囲は必要な変動範囲を測定できる必要があることを踏まえて、エアモニタ、ダストモニタ、モニタリングポストを検査対象とします。これらについては、仕様表に測定範囲を追記するとともに、検査として、異常を確実に検知するための校正に関する事項を追記します。また、「測定データの表示」に関する事項も検査に追記します。</p>	○	仕様表	表チ設-2	P1554
				仕様表	表チ設-4	P1559
				仕様表	表チ設-5	P1563
				各設備に関する検査の項目及び方法	表2-4-1	P1753
				各設備に関する検査の項目及び方法	表2-4-1	P1754
				新設、改造、変更なしの設備・機器の検査の方法	表2-6-1	P1761
				添付書類Ⅱ 加工施設の技術基準への適合に関する説明書	資料16設	P2877
				添付書類Ⅱ 加工施設の技術基準への適合に関する説明書	資料16設	P2878
				添付書類Ⅱ 加工施設の技術基準への適合に関する説明書	資料16設	P2880
				添付書類Ⅱ 加工施設の技術基準への適合に関する説明書	資料16設	P2881